

社会福祉法人 松原福祉会

介護老人保健施設 サンドリーム田川

運 営 規 定

第1章 総則

(規定の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 松原福祉会が介護保健法第94条の規定に基づき、開設許可を受けた介護老人保健施設 サンドリーム田川（以下「施設」という）における介護保険施設サービスについて、その運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と入所者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 1 施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他、必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う事により、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るようにすると共に、居宅における家庭復帰を目指すものとする。

2 施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場にたって介護老人保健施設サービスを提供するように努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保険医療サービス又は、福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、以下の通りとする。

名 称	介護老人保健施設 サンドリーム田川
所在地	福岡県田川市大字伊加利2047-4

(利用定員等)

第4条 施設の入所定員は80名とする。

(定員の遵守)

第5条 施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある時は、この限りではない。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第6条 施設に次の職員をおく

(1) 管理者	1 名以上
(2) 医師	1 名以上

(3)	看護職員	7 名以上	
(4)	介護職員	14 名以上	(非常勤6名以上)
(5)	理学療法士又は作業療法士	2 名以上	
(6)	支援相談員	3 名以上	
(7)	介護支援専門員	1 名以上	
(8)	管理栄養士	1 名以上	
(9)	事務員	4 名以上	

(職務の内容)

第7条 前条に掲げる職種の職務内容は、次の通りとし、職員の具体的な業務分担は別に定める。

- (1) 管理者
理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を総括すること
- (2) 医師
管理者の命を受け、入所者の健康管理と保健衛生の指導及び医療の措置に適切な措置を講ずること
- (3) 看護職員
管理者及び医師の指示を受けて行う入所者の看護、保健衛生及び介護に関すること
- (4) 介護職員
管理者の命を受けて行う入所者の日常生活全般にわたる介護に関すること
- (5) 理学療法士又は作業療法士
管理者及び医師の指示を受けて行う入所者の機能回復訓練指導に関すること
- (6) 支援相談員
管理者の命を受けて行う入所者の生活相談、指導に関すること
- (7) 介護支援専門員
管理者の命を受けて行う入所者の施設サービス計画の作成に関すること
- (8) 管理栄養士
管理者の命を受けて行う入所者の栄養管理指導、献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること
- (9) 事務員
管理者の命を受けて行う施設の庶務及び経理の事務処理に関すること

(勤務体制の確保等)

- 第8条
- 1 施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供する事ができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
 - 2 施設は、当該施設の職員によって介護保健施設のサービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
 - 3 施設は職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第3章 入所及び退所

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 施設は施設介護サービスの提供に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入所申込者の同意を得るものとする。

(受給資格の確認)

第10条 1 施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。
2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会が記載されている時は、当該認定審査会に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めるものとする。

(入退所)

第11条 1 施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められるものを対象に介護保健施設サービスを提供するものとする。
2 施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。
3 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供する事が困難な場合には、適切な病院又は、診療所を紹介する等の適切な処置を速やかに取るものとする。
4 施設は、入所申込者に対して、その者の心身の状況、病歴の把握に努めるものとする。
5 施設は入所申込者の申し込みに際しては、その者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営む事が出来るかどうかについて、医師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の職員の構成員とした会議を、入所後早期及び、その後少なくとも3ヶ月ごとに実施し、協議検討するものとする。これらの検討の経過及び結果については文書に記録すると共に、5年間保管するものとする。
6 施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うと共に退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請による援助)

第12条 1 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意志を踏まえ、速やかに当該申請が行われるように必要な援助をするものとする。
2 施設は、要介護認定の更新が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行わなければならない。

(入退所の記録の記載)

第13条 施設は、入所に際しては入所の年月日及び施設の名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(健康手帳への記録)

第14条 施設は提供した介護保健施設サービスに関し、入所者の健康手帳の医療によるページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しないものに対しては、この限りではない。

第4章 施設サービスの内容

(施設サービス計画の作成)

第15条 1 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営む事ができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

2 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題並びに、医師の治療の方針に基づき、当該入所者に対する介護保険施設サービスの提供に当たるほかの従事者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得るものとする。

4 計画担当介護支援専門員は、施設介護計画の作成後においても、介護保健施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行う事により、施設サービス計画の実施状況の把握を行うと共に、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(施設サービスの取扱方針)

第16条 1 施設は、入所者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するようその者の心身の状況等に応じて、その者の療養を妥当適切に行うものとする。

2 介護保健施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行うものとする。

3 施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は、説明を行うものとする。

4 施設は、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行なわない。但し、当該入所者ま

たは他の入所者などの生命又は身体を保護する為など緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載する。

5 施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(診療の方針)

第17条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 診療は一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 2 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるように適切な指導を行う。
- 3 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の適確な把握に努め、入所者又はその家族に対し適切な指導を行う。
- 4 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。

(必要な医療の提供が困難な場合の措置等)

- 第18条
- 1 施設の医師は、入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療の提供が困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院もしくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求める等適切な措置を講じるものとする。
 - 2 施設の医師は、不必要に入所者の為に往診を求め、又は入所者を病院もしくは診療所に通院させないものとする。
 - 3 施設の医師は、入所者の為に往診を求め、又は入所者を病院もしくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報提供を行う。
 - 4 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師もしくは歯科医師又は入所者が通院した病院もしくは診療所の医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行う。

(機能訓練)

第19条 施設は入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを医師、理学療法士もしくは作業療法士の指導の下に計画的に行うものとし、各入所者に対し、週2回以上実施する。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第20条
- 1 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実資するよう入所者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
 - 2 施設は、1週間に2回以上特別浴槽を用いる等適切な方法により、入所者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させる事が出来ない場合は、身体の清拭を行うもの

とする。

3 施設は入所者に対し、その病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、心身及び活動状況に適したおむつを提供すると共に、適切におむつ交換を実施するものとする。

5 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話を適切に行うものとする。

（食事の提供）

第21条 1 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。食事の時間は、朝8時00分、昼12時00分、夕17時30分とする。

2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めるものとする。

（相談及び援助）

第22条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の適確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に応じると共に、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（その他のサービスの提供）

第23条 1 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 施設は、常に入所者の家族との連携を図ると共に、入所者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。

（衛生管理等）

第24条 1 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（協力病院等）

第25条 協力病院及び協力歯科医療機関は次の通りとする。

協力医療機関	社会保険 田川病院
	田川市上本町10-18

協力医療機関	田川市立病院
	田川市大字糺1700-2

協力医療機関	大法山病院
	田川市大字猪国690

協力医療機関	一本松すずかけ病院 田川市大字夏吉142
協力歯科医療機関	丸の内歯科 丸の内こども歯科 田川郡大任町今任原有次3077

第5章 利用料その他の費用

(利用料の受領)

- 第26条 1 施設は法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際は、入所者から別表に定める利用料の一部及び、利用者負担段階に応じた食費・居住費の支払いを受けるものとする。また、入所者が利用料の減免の認定の措置を受けている時は、その認定に基づく支払いを受けるものとする。
- 2 施設は、前項に定めるものの他別表に掲げるその他の費用の支払いを受ける事ができる。
- 3 施設は、前項に掲げる費用の額に係る介護保健施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は、その家族に対して、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求の為の証明書の交付)

- 第27条 施設は、法定代理受領サービスに係る介護保健施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(留意事項)

- 第28条 入所者は次の事項を守らなければならない。
- 1 日常生活は、管理者が定める日課表に基づいて生活し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るように努めること。
 - 2 他の入所者に迷惑を掛けず、相互の融和を図るように努めること。
 - 3 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持の為に協力すると共に、身の回りを整え身体及び衣類の清潔に努めること。
 - 4 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うように努めること。
 - 5 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア 喫煙は所定の場所で行うこと
 - イ 発火の恐れがある物品は、施設内に持ち込まないこと。

ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

(面会)

第29条 入所者に面会をしようとする外来者は、続柄、用件を管理者に申出、指定した場所で面会しなければならない。

(外出・外泊)

第30条 入所者が外出・外泊を希望する時には、事前に定められた届出書により管理者に申出、許可を得なければならない。

(身上変更の届出)

第31条 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じた時には、速やかに管理者に届け出なければならない。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 管理者は災害防止と入所者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定に基づき、防火管理者及び消防計画を定め、常に入所者の安全確保に努めると共に、非常災害に備える為、所轄消防機関と連絡を密にして、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第8章 その他施設運営に関する重要事項

(掲示)

第33条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第34条 1 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないように、必要な措置を講ずるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第35条 1 施設は、その提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為の窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理する為に講じる措置の概要」に基づいて措置するものとする。

2 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは

は提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に対して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第36条 施設はその運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第37条 1 施設は入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族、保健所、市町村等関係機関に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、損害賠償保険に加入し、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

3 施設は、事故が生じた際はその原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じるものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

第38条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

① 正当な理由無しに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第39条 施設は、従業者、設備、会計及び入所者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備しておくものとする。またこれらの記録は求めがあった場合など開示する他、事業計画等については閲覧に供することができるよう整備しておく。

(1) 管理に関する記録

ア 事業日誌

イ 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録

ウ 定款及び施設運営に必要な諸規定

エ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表

オ 関係官署に対する報告書等の文書綴り

カ 重要な会議に関する記録

キ 防災訓練等に関する記録

(2) 入所者に関する記録

ア 入所者台帳(病歴・生活歴・家族の状況等を記録したもの)

- イ 施設サービス計画書
- ウ 診療録及び機能訓練・療養日誌
- エ 第11条に規定する検討の経過・結果の記録
- オ 献立その他給食に関する記録
- カ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録
- (3) 会計経理に関する記録
 - ア 収支予算・決算に関する書類
 - イ 金銭の出納に関する書類
 - ウ 収入・支出に関する書類（介護報酬請求明細等）
 - エ 資産に関する台帳
 - オ 利用料に関する書類

(虐待防止に関する事項)

第40条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3 その他虐待防止のために必要な措置
- 4 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等に通報する。

(補則)

第41条 この規定に定めるもののほか、介護保険法、介護保険法施行令等関係各法令を遵守し、さらに必要な事項については別に定める。

附則

1. この規定は、平成12年4月1日から施行する。
2. この規定は、平成16年6月1日から改正、施行する。
3. この規定は、平成17年4月1日から改正、施行する。
4. この規定は、平成17年10月1日から改正、施行する。
5. この規定は、平成18年4月1日から改正、施行する。
6. この規定は、平成21年6月17日から改正、施行する。
7. この規定は、平成26年4月1日から改正、施行する。
8. この規定は、平成27年2月1日から改正、施行する。
9. この規定は、平成27年4月1日から改正、施行する。
10. この規定は、平成29年4月1日から改正、施行する。
11. この規定は、平成29年8月1日から改正、施行する。
12. この規定は、平成30年4月1日から改正、施行する。
13. この規定は、令和元年10月1日から改正、施行する。
14. この規定は、令和2年4月1日から改正、施行する。
15. この規定は、令和3年4月1日から改正、施行する。
16. この規定は、令和5年1月1日から改正、施行する。
17. この規定は、令和6年4月1日から改正、施行する。
18. この規定は、令和6年8月1日から改正、施行する。